

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告 書				
令和8年7月8日				
滋賀県愛知郡愛荘町長 有村 国知				
下記により差押財産の公売をします。 国税徴収法第95条および第99条の規定により公告します。				
公売財産 公売保証金 見積価額	売却 区分	公 売 財 産 (名称・性質・所在・地上権等の内容・その他)	公売保証金	見積価額 (最低公売価額)
	第1号	「公売公告兼見積価額公告別紙1」のとおり。	40,000 円	330,000 円
公売方法		期間競り売り		
公売参加申込受付兼 公売保証金納付期間		令和8年7月 9日(木) 午後 1時00分から 令和8年7月21日(火) 午後 11時00分まで		
競り売り期間		令和8年7月27日(月) 午後 1時00分から 令和8年7月29日(水) 午後 11時00分まで		
公売場所		紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上		
最高価申込者	日 時	令和8年7月30日(木) 午前 10時00分		
決定日時	場 所	滋賀県愛知郡愛荘町役場税務課(滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地)		
売却決定	日 時	令和8年8月 6日(木) 午前 10時00分		
	場 所	滋賀県愛知郡愛荘町役場税務課(滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地)		
代金納付期限		令和8年8月 6日(木) 午後 2時30分		
買受人についての資格 その他の要件		1. この公売公告に違反した者、国税徴収法第92条または同法第108条第1項該当者は、公売へ参加することおよび財産を買い受けることはできません。 2. 愛荘町インターネット公売ガイドラインおよびKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方は、公売へ参加することおよび財産を買い受けることはできません。 3. 自動車については、買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局および自動車検査登録事務所が、近畿運輸局滋賀運輸支局以外の場合、買受人が買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局および自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込むことができること。 なお、車検有効期限切れの場合は、代金納付後、当該自動車の移転登録(嘱託)と同時に、抹消登録ができること。		
その他	1. 本件公売は愛荘町インターネット公売ガイドラインに基づき実施します。愛荘町インターネット公売ガイドラインの内容を十分に確認してください。 2. 公売財産の競り売りにかかる買受の申込をしようとする者(以下、「入札者等」という。)は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続きが必要です。 3. 公売保証金の提供は、入札者等(入札者等が法人の場合は当該法人代表者、公売参加手続きを委任する場合はその代理人)名義のクレジットカード(一部のカードを除く)による現金納付、指定する口座への振込、または現金(銀行振出の小切手を含む。ただし、電子交換所に加入している金融機関が振り出したもので、かつ振出日から起算して7日を経過していないものに限る)により行うことができます。 4. 公売保証金の提供を要する公売財産の入札は、その提供後でなければ入札できません。 5. 競り売りに係わる買受の申込は、競り売り期間中であれば何度でもできます。一度行なった競り売りにかかる買受の申込は、変更又は取消しはできません。 6. 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者としします。 7. 最高価申込者に対して売却決定を行います。最高価申込者の売却決定金額は買受申込価額となります。 8. 公売財産に係わる徴収金の完納の事実が買受代金の納付前に証明されたとき、または買受代金納付後であっても取消すべき重大な事由があるときは売却決定を取消します。 9. 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可および承認を必要とする財産はそれを得たときです。また、引渡しを行う財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行います。 10. 愛荘町は公売財産について種類または品質に関する担保責任等を負いません。 11. 公売による権利移転に伴う費用(登録免許税等)は、買受人の負担となります。 12. 本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。 13. 公売公告の内容は、滋賀県愛知郡愛荘町役場税務課で閲覧することができます。 14. 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがあります。 15. 入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られもしくは不正に使用される等により損害を受けた場合に愛荘町は何ら補償しません。 16. 公売参加申込期間および競り売り期間には、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除きます。			
配当を受ける者の権利の申出について				
この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を愛荘町に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は、愛荘町税務課湖東分室(滋賀県彦根市元町4番1号滋賀県合同庁舎)に用意してあります。				